

庁用車両等を運転する前後の酒気帯びの有無の確認等について

1 道路交通法施行規則等の一部改正（令和4年4月1日～）

- 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、道交法施行規則が改正
- 事業所等に選任が義務付けられている**安全運転管理者の業務を拡充**

● 酒気帯びの有無の確認及び記録保存の義務化

令和4年4月1日～

- ①運転前後に運転者の状態を**目視等により、酒気帯びの有無を確認し、**
- ②内容を**記録し、1年間保存**

令和4年10月1日～

- ①**アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無の確認し、**
- ②内容を**記録し、1年間保存**

（違反した場合の罰則：安全運転管理者の解任命令 5万円以下の罰金）

2 本市の安全運転管理者制度への対応等

■ 道交法の一般事業所の基準によるもの

【安全運転管理者】

市長部局等	7人（本庁1人、合併支所6人）
上下水道局	1人
消防局	10人（局・署所）

【副安全運転管理者】

市長部局等	27人
上下水道局	3人
消防局	指定なし

- ① 乗車定員11人以上の自動車1台を設置する事務所
- ② その他の自動車を5台以上設置する事務所

自動車20台以上40台未満 1人
40台以上は、20台ごとに1人追加

■ 市庁用車管理規定によるもの（上下水道局・消防局は除く）

【庁用車管理者】

庁用車の配置がある所属長（業務：安全運転の指揮監督、庁用車の使用許可など）

- 庁用車の配置のない所属職員や出先機関、施設職員も運転する場合は確認が必要なこと
- 運転を含む業務の開始前から終了後や、出勤時から退勤時などのタイミングで行う必要があること

各所属職員を「安全運転管理者業務補助者」に位置付け、所属・施設ごとに対応

3 確認の実施方法及びアルコール検知器の確保

	運転前後の酒気帯びの有無の確認 (所属長又は所属内の職員)	確認内容の記録方法
R4年4月1日から	目視等で対面実施 運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子で確認	運転日報に記録
R4年10月1日から	アルコール検知器を使用して実施	運転日報に記録

- R4年4月から、運転日報の様式を記録ができるものに変更します。
- アルコール検知器は、専用車が配置されている所属は、各所属で確保をお願いします。共用車分については、令和4年度は管財課で確保する予定です。

なお、全国的に購入の動きが生じることで、納入に時間を要することも予想されます。

今後、契約課等と調整し、庁内でとりまとめて購入するなどの方法を検討した上で、改めて通知します。

4 アルコール検知器の参考金額

国家公安委員会が定めるアルコールを検知器

呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの

【参考】 測定方法 : 吹きかけ式
使用期限 : 1～2年又は1,000～5,000回
価 格 : 5,000円～8,000円程度